

第2期 近江八幡市立図書館サービス基本計画

【令和5（2023）年度～令和9（2027）年度】

はやしますみ氏
による
イメージデザイン

「はちっこぶっく号ミニ」
「はちっこぶっく号」



令和5（2023）年4月

近江八幡市教育委員会

目次 (※) 印・・・用語解説 22 頁参照

はじめに	・・・・・・・・ 1
第 1 章 計画の策定にあたって	
1. 計画の趣旨	・・・・・・・・ 2
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第 2 章 近江八幡市立図書館をとりまく状況	
1. 社会の動向	・・・・・・・・ 3
2. 近江八幡市立図書館の現状	
3. 「第 1 期近江八幡市立図書館サービス 10 カ年基本計画」の検証	・・・・・・・・ 5
第 3 章 近江八幡市立図書館が目指すもの	
1. 図書館の基本理念	・・・・・・・・ 8
2. 図書館の基本方針	
3. 図書館の基本目標	
4. 図書館の取組	
第 4 章 図書館の具体的な取組内容	
1. 基本取組	
目標 1 市民に役立つ図書館	・・・・・・・・ 10
目標 2 誰もが利用できる図書館	・・・・・・・・ 13
目標 3 知の拠点としての図書館	・・・・・・・・ 14
目標 4 地域文化を保存継承する図書館	・・・・・・・・ 15
目標 5 市民とつくる図書館	・・・・・・・・ 16
2. 重点取組	・・・・・・・・ 18
第 5 章 組織運営と予算計画	
1. 施設管理	・・・・・・・・ 20
2. 組織運営	
3. 予算計画	
第 6 章 成果指標の設定と評価	・・・・・・・・ 21
資料集	
1. 用語解説	・・・・・・・・ 22
2. 協議機関	・・・・・・・・ 23
3. ユネスコ公共図書館宣言	・・・・・・・・ 24
4. 図書館の自由に関する宣言	・・・・・・・・ 26

はじめに

近江八幡市立図書館が、平成 25 年に策定した「近江八幡市立図書館サービス 10 ヶ年基本計画」は、旧安土町と平成 22 年の合併後、初めての図書館サービス基本計画ということもあり、長期的な視点で策定し、10 年間この計画に基づきサービスの充実に努めてまいりました。そのなかで、平成 27 年 7 月には、近江八幡館、安土館のあり方を考える「近江八幡市における図書館のあり方懇話会」が設置されました。平成 28 年 3 月に懇話会より『近江八幡市における図書館のあり方懇話会最終報告～広場のような図書館～』の報告書が提出され、今後の両館の方向性が示されました。折りしも令和 2 年、新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大し、図書館も w i t h コロナを見据えたサービスの展開を迫られることとなり、令和 3 年には、移動図書館車を導入し、非来館型図書館として、新たなサービスを展開することとなりました。

今後、デジタル化の急速な進展や人口構造の変化のなかで、人生 100 年時代を見据え、「近江八幡市第 1 次総合計画」の目標 1 である「創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます」の実現に向けて、「第 2 期近江八幡市立図書館サービス基本計画」を策定し、図書館サービスのさらなる充実を図るよう努めてまいります。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

近江八幡市立図書館は、令和4年（2022）年4月に策定された「第2期近江八幡市教育大綱」に基づき、時代の変化に対応すべく、新しい動向を見極め、「第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画」を策定し、更なる飛躍を目指します。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成24（2012）年3月に策定された「近江八幡市教育振興基本計画」に基づき、『近江八幡市における図書館のあり方懇話会最終報告～広場のような図書館～』の提言を十分尊重した上で、「近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画」を平成25（2013）年3月に策定し、図書館運営を行ってきました。

第2期計画では、「近江八幡市第1次総合計画」、「第2期近江八幡市教育大綱」を基本とし、現計画の基本的な考え方は踏襲しつつ、社会情勢や市全体の方向性を踏まえ、これからの図書館の方向性と今後の基本的な運営方針について策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5カ年を計画期間とします。ただし、サービス計画の進捗状況、新たな課題、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

なお、「第1期近江八幡市立図書館サービス10カ年基本計画」は、旧市町の合併後、新市として初めての計画であったため、サービスの充実を図るべく10カ年の計画としましたが、第2期計画では社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため計画期間を5カ年とします。

平成							令和								
24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
							第 1 次総合計画								
			教育大綱						第 2 期教育大綱						
教育振興基本計画										第 2 期教育振興基本計画					
				生涯学習社会づくり構想・実施計画				生涯学習社会づくり推進計画							
			子ども読書推進計画				第 2 次子ども読書推進計画								
	図書館サービス 10 カ年基本計画										第 2 期図書館サービス基本計画				
					武佐学区への読書支援計画										

第2章 近江八幡市立図書館をとりまく状況

1. 社会の動向

図書館を取り巻く社会環境は、この10年間においても大きく変化しました。少子高齢化、人口減少、デジタル化の急速な進展、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下、「読書バリアフリー法）」の制定、持続可能な開発目標SDGsの取組、そして新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会全体が大きく変化し、これからの図書館のあり方について考え直すきっかけとなりました。

近江八幡市の人口は、令和4（2022）年度は81,845人となりますが、「近江八幡市第1次総合計画」においては、令和7（2025）年度は78,920人、令和12（2030）年度は77,567人と推計されており、今後ますます人口減少及び少子高齢化が進む傾向となっています。

2. 近江八幡市立図書館の現状

近江八幡図書館は歴史が古く、図書館としては明治37（1904）年に始まり、蔵書としては100年以上受け継がれ、今も市民の財産として大切に保存管理しています。近江商人屋敷跡でもある旧図書館から現在の図書館に移転して25年、「生活の中に役立つ図書館」を目指し図書館サービスを行ってきました。

安土図書館は、旧安土公民館図書室から始まり、「町民に開かれた図書館」を目指し28年の歩みを行ってきました。

平成22（2010）年3月の合併後は、それぞれの地域の特色を活かしつつ、機能性を重視した役割分担を行い、「市民一人ひとりの生活にいきづく図書館」として位置づけサービスを行ってきました。

両図書館の立地状況は、市の中心にあるとはいえないため、図書館から遠い地域にお住まいの方は、図書館を利用しにくいという課題がありました。そのため、第1期計画において、「市内どこに住んでいても、だれもが利用できるよう、さらなるサービスの充実を図ります」という施策目標をかげ、市内10か所のコミュニティセンターに予約本を届ける配送サービスに加え、令和3（2021）年4月より、誰でも等しく図書館を利用できることを目的に移動図書館の運行を開始しました。

今後は、従来のサービスを大切にしながら、サービス向上の取組をしっかりと指標で表し、評価しながら図書館サービスの発展に努めます。また、これらの館の特色を活かしつつ、それぞれの役割にあった運営体制を構築し、市民一人ひとりのニーズに応える全域サービスの展開を目指します。

【サービスポイント】

- ▲→配送サービスポイント
- BM サービスポイント
- ブックポスト



【サービス実績】

	近江八幡館		安土館		移動図書館		総計	
	H24	R3	H24	R3	H24	R3	H24	R3
登録人数（人）	—						31,740	46,129
延利用者数（人）	79,966	87,332	20,909	17,636	—	4,849	100,875	109,817
個人貸出冊数（冊）	446,656	505,108	91,768	92,784	—	10,855	538,424	608,747

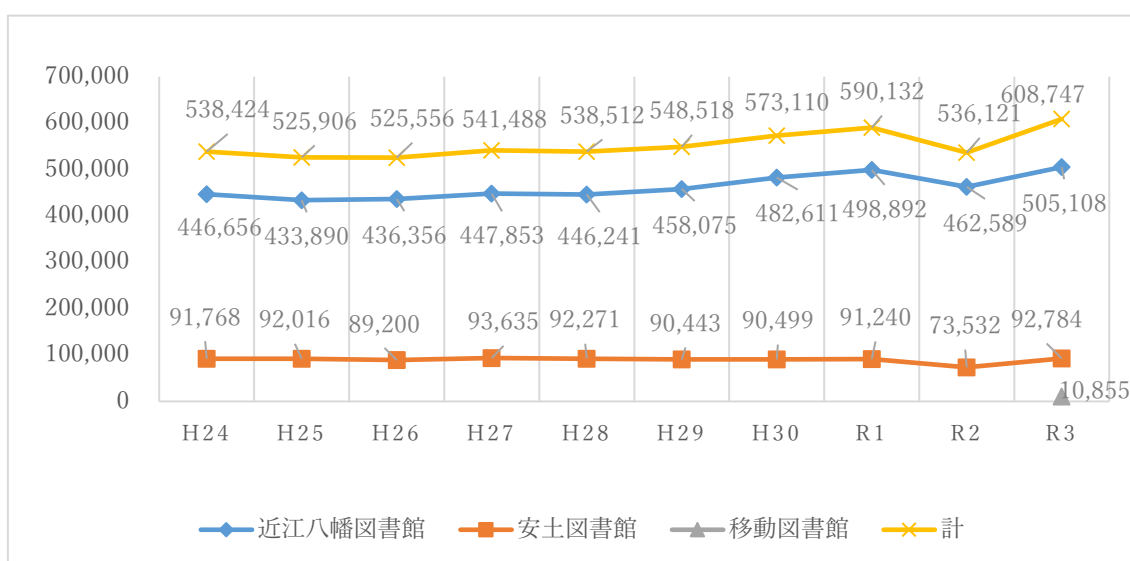
※登録人数（市外含む）は館別の数値無し

※移動図書館は令和3年度よりサービス開始

※個人貸出冊数は、『図書館年鑑』2020、2021、2022の「人口8万人以上10万人未満の部」において、それぞれ全国19位、16位、12位となった。

【過去10年間の個人貸出冊数】

単位：冊



※R2においては、コロナ禍により臨時休館等を実施

【過去 10 年間の図書館のあゆみ】

平成 25（2013）年	「近江八幡市立図書館サービス 10 カ年基本計画」策定
平成 28（2016）年	児童書リサイクル開始
	雑誌スポンサー制度開始
平成 29（2017）年	武佐学区への読書支援計画（平成 29 年度～令和 3 年度）実施
	デジタルアーカイブ公開開始
平成 30（2018）年	おうみ自治体クラウド・図書館システムサービス利用事業開始
	図書の修理や装備を行う図書館ボランティア開始
令和元（2019）年	沖島配本開始
令和 2（2020）年	リサイクル資料を活用した市民提案事業 「ゆっくぶっく」始動
	図書消毒器設置
	AI 検温器設置
	近江八幡駅・安土駅に返却ポストを設置
令和 3（2021）年	移動図書館車「はちっこぶっく号」運行開始
	サビエ図書館へ加入し、障がい者サービスの充実を図る
令和 4（2022）年	就学前読書支援「わくわく絵本体験事業」開始
令和 5（2023）年	ミニ移動図書館車「はちっこぶっく号ミニ」運行開始（予定）

3. 「第 1 期近江八幡市立図書館サービス 10 カ年基本計画」の検証

（1）子ども・青少年へのサービス

計画期間の後半に起こった新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休館を余儀なくされたりイベントを中止するなど大きな制約を受けましたが、乳幼児から児童へのサービスに対して様々な取組を行い、新たに「移動図書館車」や「就学前への読書支援」を開始するなど、サービス拡充をはかることができました。一方で、中学生・高校生へのサービスについては目標を達成することができませんでした。

課題としては、中学生・高校生への働きかけの強化と、いまだ収束を見ないコロナ禍の中で、子どもたちへの対面でのサービスを重視しながら、図書館だけでなく子どもの読書推進に関わる様々な機関、関係者と連携し、取組を継続、発展させていく必要があります。

(2) 大人向けのサービス

「コーナー展示」や「企画展示」、ケーブルテレビによる読書案内等、単に図書を並べるだけでなく、市民の図書に対する関心を高め、読書領域を広げることを目的に、展示や紹介方法等の工夫を行い、計画当初に比べ利用を拡大することができました。

今後の課題は、図書館を利用したことのない多くの市民に、図書館が行う取組を知ってもらうため、図書館自身の情報発信の拡大だけでなく、市の関係機関や市内の様々な活動団体と連携した情報発信の拡大が求められます。

(3) 図書館利用に障がいのある方へのサービス

計画期間内に、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」）」という2つの法律が施行されたことを受け、図書館においてもサピエ図書館への加入、デイジー図書の貸出開始など、障がい者サービスの一歩を踏み出しました。

今後、サービスの周知とともに、さらに活字を主体とした障がい者向け資料の充実だけでなく、障がいの特性に応じたサービス方法の検討、拡大が課題です。

(4) 豊かな情報を手渡すサービス

雑誌スポンサー制度を開始し、徐々に雑誌のタイトル数が増加してきました。図書館資料の収集と整備は、市民に対する図書館サービスが十分に行われているかを判断する重要な指標であり、引き続き、滋賀県内市町図書館の「市民一人当たりの資料費」平均と同水準の予算確保が課題です。

(5) 全域サービス

配送サービスに続き、「移動図書館サービス」を開始できたことは大きな成果であり、また武佐学区への読書支援や沖島住民向けの配本サービス等、図書館から遠い地域への読書普及に積極的に取り組みました。

今後、ミニ移動図書館も駆使し、基本的に図書館から遠い就学前施設へ段階的にサービスを拡大するなど、充実をはかりたいと考えます。

(6) 地域資料サービス

貴重資料のデジタル化及びインターネット公開を開始し、資料保存とともに一般の利活用につながっており、デジタルアーカイブへのアクセス件数も年々増えています。

今後、関係課と連携し貴重資料の整理を進めるとともにデジタルアーカイブの充実、子ども向け郷土資料の整備、レファレンスに対応できるよう職員の育成等が課題です。

(7) 市内関係機関との連携

今後、学校・地域コミュニティ施設にとどまらず、民間施設、団体等とのさらなる連携が必要であると考えます。

(8) 組織運営

図書館運営の基礎となる職員体制については、今後、児童・青少年サービス、障がい者サービスをはじめ様々な図書館サービスが拡がりを見せるなかで、質の高いサービスを維持するために、20年後、30年後を見据え、年齢層に偏りのない計画的な職員の採用、育成が必要です。

(9) 予算計画

施設維持管理については、近江八幡図書館、安土図書館ともに照明設備の改修や新型コロナウイルス感染症拡大防止措置等、適切な維持管理に努めました。

課題としては、引き続き、県内図書館平均水準の資料費の確保とともに、両館が現施設建設後、30年を経過することから、今後の施設管理のあり方について具体的に検討をすすめる必要があります。

(10) 市民参加

図書修理等を行う図書館ボランティアの育成や除籍図書のリサイクルを目的とした市民提案事業の活動開始など、市民参加が大きく進みました。

今後の課題としては、「障害者差別解消法」「読書バリアフリー法」においても、障がい者サービスにおける図書館ボランティアの活用・育成が要請されていることもあり、今後どのような図書館事業に市民の協力を得ることができるのか、図書館（職員）が本来実施すべきサービスとの関係も含めて検討をすすめる必要があります。

第3章 近江八幡市立図書館が目指すもの

1. 図書館の基本理念

図書館は、日本国憲法に謳われる基本的人権のひとつである「知る自由」を保障する重要な機関であり、近江八幡市立図書館は、「図書館法」及び「ユネスコ公共図書館宣言」等に基づき、図書館の使命として、市民のあらゆる読書要求に応えます。また、人生100年時代を見据え、市民の誰もが実り多い人生を送ることができるよう、生涯にわたる豊かな学びを支えます。さらに、人と本、人と人とをつなぎ、市民とともに地域の歴史文化を育む「ひろば」としての役割を果たします。

2. 図書館の基本方針

- ・市民にかけがえのない図書館として、すべての人に「知る自由」を保障します。
- ・人と本、人と人との出会いの場をつくります。
- ・地域の文化を大切にする図書館として、市民とともに歩みます。

3. 図書館の基本目標

基本方針の実現に向けて、次の5つを基本目標とします。

目標1 市民に役立つ図書館

あらゆる年齢、属性の市民に寄り添い、学びや暮らしに役立つ図書館サービスを行います。

目標2 誰もが利用できる図書館

市内のどこに住んでいても誰もが利用でき、安心して本や情報を得ることができるサービス体制を整えます。

目標3 知の拠点としての図書館

「誰でもなんでも聞ける・調べられる図書館」を目指し、市民の知りたい、読みたいという読書要求に応えるため新鮮で魅力的な資料の収集保存を行います。

目標4 地域文化を保存継承する図書館

地域資料の保存、利活用を通して、地域文化を次代へ継承します。

目標5 市民とつくる図書館

市民の知識や経験を活かしてもらえような活動の場、交流の場を提供し、市民参加による、よりよい図書館づくりを進めます

4. 図書館の取組

(1) 基本取組

5つの基本目標のもと、次の取組を進めます。

目標1 市民に役立つ図書館

- 【取組1－1】乳幼児へのサービス
- 【取組1－2】児童へのサービス
- 【取組1－3】Y A（中高生）へのサービス
- 【取組1－4】大人へのサービス
- 【取組1－5】図書館利用に障がいがある方へのサービス

目標2 誰もが利用できる図書館

- 【取組2－1】配送サービス
- 【取組2－2】移動図書館サービス

目標3 知の拠点としての図書館

- 【取組3－1】資料の収集と保存
- 【取組3－2】資料提供
- 【取組3－3】蔵書管理

目標4 地域文化を保存継承する図書館

- 【取組4－1】郷土資料の収集保存
- 【取組4－2】デジタルアーカイブ

目標5 市民とつくる図書館

- 【取組5－1】関係機関との連携
- 【取組5－2】ボランティア
- 【取組5－3】市民提案事業
- 【取組5－4】貸館事業

(2) 重点取組

さらに、第1期計画の成果と課題を踏まえ、次の取組を重点的に行います。

- 【重点取組1】就学前読書環境整備
- 【重点取組2】各館機能の見直し

第4章 図書館の具体的な取組内容

1. 基本取組

目標1 市民に役立つ図書館

【取組1-1】乳幼児へのサービス

最初に本に出会う乳幼児期（0歳から6歳：小学校入学まで）に、家庭や図書館、保育園（所）・幼稚園等の施設において、本に親しめる環境づくりに努めます。

○ブックスタート（※） 事業

4カ月健診時に、すべての赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせの体験をしてもらい、絵本を読んであげることの大切さを伝え、1冊の絵本を贈ることで、どの家庭にも絵本があり、家族で絵本を楽しむきっかけを作ります。

○定例おはなし会の開催

0歳から2歳を対象としたおはなし会を定期的に行い、親子で触れ合いながら絵本の楽しさを体験してもらいます。

○出張おはなし会、館内見学・おはなし会の実施

保育園（所）・幼稚園・こども園・子育て支援センター等から依頼を受けて出張おはなし会を行い、園児らが来館しての見学やおはなし会も積極的に受け入れ、本に親しむ機会を作ります。

○就学前施設への読書支援の推進

市内のすべての就学前施設の園児が、公私立問わず地域によらず、共通の絵本体験ができることを目指し、移動図書館車の巡回やおはなし会を通じて、読書普及に努めます。

【取組1-2】児童へのサービス

小学生から中学生まで（7歳～15歳）の子どもたちが、自分で本を読む楽しさを知り、本を好きになり、また豊かな学びを得ることができるよう、子どもと本を結びつける工夫をします。

○読書相談

館内フロアや、移動図書館で積極的に子どもたちに声をかけ、読書相談に応じることで、読みたい本や、それぞれの子どもにあった本を的確に手渡します。また、館報やホームページ等におすすめ本を掲載するなど、多様な方法で本の紹介を行います。

○ブックトーク

市内の小学生・中学生を対象に、テーマに沿って複数の本を紹介するブックトークを行います。また、そのための職員研修を実施し、より多くの子どもたちに本に興味を持ってもらえるよう工夫します。

○学校や学校図書館等の関係機関との連携

学校や学校図書館、コミュニティセンター等、関係機関と連携し、読書の意義について共通の認識をもったうえで、子どもたちが本に興味や関心を持ち続けるよう、連携して子どもの読書活動を推進します。

また、図書館で不要となった児童書を学校や園、子どもセンター等にリサイクル資料として譲渡することにより、資源の活用と、子どもの読書環境の改善をはかります。

【取組1－3】YA（※）（中高生）へのサービス

YA世代が読書を通じて多様な価値観を育み、変化の著しい社会に対応する力を身に付けられるよう読書環境の整備に努めます。また、YA世代のニーズを把握し、資料提供やサービスの充実に努めます。

○資料の充実

朝読書やビブリオバトル（※）等での活用も見据え、YAコーナーに、中高生の興味に添った資料を設置します。また、YA世代が抱える心身、学業、家庭問題等の解決の助けとなる資料を収集します。

○参加型・連携型サービス

職場体験等の事業を通じて、中高生自身による本の紹介カードの作成や特集コーナーの作成等を行い、YA世代と図書館を結びつける取組を推進します。

○定期的な情報発信

読書と図書館への関心を高めるため、YA向け館報を定期的に発行します。季刊に加え、イベント等に合わせた増刊号を作成し、紙面及びSNS（※）にて発信します。

【取組1－4】大人へのサービス

誰もがそれぞれの人生において、より豊かでより良い生き方を求めることができるよう、市民の暮らしに寄り添い、生涯にわたる読書活動を支える「市民に役立つ図書館」を目指します。

○コーナー展示の充実

市民の読書欲求を刺激し、新たな本と出会う喜びを感じてもらえるよう、テーマや魅せ方に工夫をこらした月替わりのコーナー展示を行います。

○講演会・企画行事の開催

地域に残されている文化を市民とともに掘り起し、次代に継承できるよう、地域に根差した歴史や文学等に関する講演会や企画展を開催します。

○情報発信の拡大

図書館の取組を広く周知し利用促進につながるよう、ホームページやSNS等、デジタルによる広報活動及び関係機関や市民団体と連携した情報発信の拡大に努めます。

【取組１－５】図書館利用に障がいのある方へのサービス

図書館を利用したくても、様々な障がいによって利用できない方、利用しにくいと感じている方がいます。そうした環境面における障がいをできる限り取り除き、すべての人が図書館を利用できるよう整備を行います。また、広報やコーナー作成等を通して、サービスの周知に努めます。

○デイジー図書（※）の利用促進

主に視覚に障がいのある方を対象に、耳で聞く読書や情報の提供を行うため、サピエ図書館（※）等を通じたデイジー図書の利用促進に取り組みます。

○障がい者用の資料等の収集と提供

大活字本や点字つき絵本、ＬＬブック（※）などの障がい者用の資料の収集に努め、必要とする人たちのニーズを把握し、それぞれのニーズにあった資料の提供に努めます。

○多文化サービス

日本語を母語としない方が図書館を利用しやすいよう、多言語の資料を収集、提供し、多言語での利用案内や館内の表示を行います。

	目標１ 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	児童書の個人貸出冊数	(R3 年度) 262,518 冊	継続して 前年度比 100%以上
2	一般書の個人貸出冊数	(R3 年度) 344,095 冊	継続して 前年度比 100%以上
3	乳幼児（0～6 歳）の 一人当たりの貸出冊数	(R3 年度) 13.0 冊	継続して 前年度比 100%以上
4	児童・生徒（7～15 歳）の 一人当たりの貸出冊数	(R3 年度) 10.6 冊	継続して 前年度比 100%以上
5	Y A 世代（13～18 歳）の 一人当たりの貸出冊数	(R3 年度) 7.1 冊	継続して 前年度比 100%以上
6	大人（19 歳以上）の 一人当たりの貸出冊数	(R3 年度) 6.5 冊	継続して 前年度比 100%以上
7	定例おはなし会の参加人数	(R3 年度) 93 人	継続して 前年度比 100%以上
8	コーナー展示貸出冊数	(R3 年度) 58,079 冊	継続して 前年度比 100%以上
9	デイジー図書の利用点数	(R3 年度) 36 点	継続して 前年度比 100%以上

目標 2 誰もが利用できる図書館

【取組 2-1】配送サービス

市内のどこに住んでいても、誰もが図書館を利用できるよう、市内 10 カ所のコミュニティセンターと連携し、予約本の受け渡しや返却本の回収を行います。また、より多くの市民に利用してもらえるようサービス内容の広報活動に努めます。

○定期的な広報活動

市の広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、定期的にサービス内容の広報を行います。また、広報方法もより多くの市民の目に触れるものとなるよう工夫を行います。

【取組 2-2】移動図書館サービス

図書館から遠く、来館が困難な市民に対し読書の機会を保障するため、市内コミュニティセンターや図書館から遠い校園、商業施設等において貸出サービスを行います。

○移動図書館の利便性の拡充

ステーションの増設や入れ替え、時間設定などを含め、利用者や巡回施設の意見を適宜取り入れ、移動図書館の利便性の拡充に努めます。

○巡回先でのサービスの充実

巡回先での子どもたちへの読み聞かせや、利用者のニーズに合った本選びなど、常に読書欲求を刺激できるようサービスを継続して実施します。

○就学前の読書普及の推進

市内のすべての就学前施設の園児が、公私立を問わず、地域によらず共通の絵本体験ができることを目指し、移動図書館車の巡回やおはなし会を通じて、読書普及に努めます。

	目標 2 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	配送サービス貸出冊数	(R3 年度) 7,057 冊	継続して 前年度比 100%以上
2	移動図書館における貸出冊数	(R3 年度) 12,169 冊	継続して 前年度比 100%以上

目標 3 知の拠点としての図書館

【取組 3-1】資料の収集

「誰でもなんでも聞ける・調べられる図書館」を目指し、地域の実情や社会情勢をとらえ、新鮮で魅力的な資料を計画的に収集、保存します。市民の生涯にわたる学びを支えることができるよう、利用状況に応じて、基礎的な資料から専門的な資料まで幅広く収集します。

○資料購入

市民の知りたい、読みたいという読書要求にこたえ、市民の知の拠点としての責任を果たすため、資料整備を行います。まずは活字資料の購入費用を県水準に引き上げることを目指し、電子書籍については他館の実情調査を行います。

○雑誌スポンサーの拡充

幅広く最新の情報を市民に提供できるよう、雑誌タイトルの充実を目指し、雑誌スポンサー（企業・団体・個人）の拡充に努めます。

【取組 3-2】資料の提供

市民の「知る自由」を保障し、市民があらゆる種類の情報や知識をたやすく得ることができるよう、貸出やリクエスト、レファレンス（調べもの）サービス、市外の図書館との相互貸借、複写サービス等を通して、資料提供を行います。収集できるものは蔵書化し、できないものは全国の図書館ネットワーク等を通して、確実に提供します。

○貸出

市民一人ひとりが生涯にわたり豊かな学びができるよう、また 1 冊の本と出会う喜びを感じることができるよう、読書案内やコーナー展示、企画行事など、図書館の全事業をあげて、市民の「読みたい」「知りたい」気持ちに働きかけ、さらなる読書普及に努めます。

○レファレンス（※）

資料提供を通して、市民が暮らしの中で感じるふとした疑問を解決し、調べたいことは納得がいくまで探求できるよう支援します。また、関係機関と連携協力するとともに、レファレンスに対応できる職員の育成をはかります。

【取組 3-3】蔵書管理

2 館が一体となり計画的に蔵書構築を行うとともに、蔵書管理を徹底します。また、旧館時代から引き継ぐ資料の整理を進め、適切な保存管理に努めます。

○蔵書構成

2 館ある図書館は、地域の特性や市民ニーズに応じ、計画的な蔵書構築をはかります。相互に資料移管することにより、補い合い、すでにある蔵書の有効活用をはかります。

○蔵書管理

日々の書架整理の中で、常に本の動きや状態に目を配り、利用の多い分野や傷の激しい資料は修理、類書の補充に努め、除架を行い、新鮮な書架づくりに努めます。また、46万冊を超える蔵書の管理徹底のため、蔵書点検を毎年行います。

○旧館資料の整理

未整理資料のデータ化とともに、貴重資料については、市民の財産として守り伝えていくために、それぞれの資料に応じ適切な保存管理に努めます。

	目標3 成果指標	R4年度	R9年度（最終目標）
1	市民一人当たりの資料費	(R3年度) 295円	県内平均以上 (R4：320円)
2	雑誌スポンサータイトル数	(R3年度) 23冊	継続して 前年度以上
3	市民一人当たりの貸出冊数	(R3年度) 7.4冊	継続して 前年度比100%以上
4	レファレンス件数	(R3年度) 2,927件	継続して 前年度比100%以上

目標4 地域文化を保存継承する図書館

【取組4-1】郷土資料サービス

歴史や文化、自然を含む地域の記録を継続的に収集し、市民の共有財産として保存活用に努めます。また、子ども向けの郷土資料が少ないことから、パスファインダー（調べものに役立つようテーマごとに関連資料をまとめたもの）の作成や、地域に散在する資料の寄贈を呼びかけるなど、郷土資料の充実に努めます。さらに、レファレンスに対応できるよう職員の育成を行います。

○郷土資料の収集、保存及び活用

近江八幡市に関する資料及び地域で発行、発信された資料を網羅的に収集し、貴重資料として保存します。2館の特色に応じて分担保存し、文書等の保管については、関連課と連携し、市として最良の状態での保存及び活用できるよう移管も含め検討します。

○子ども向けパスファインダーの作成

学校での調べ学習やレファレンスに対応できるよう、子ども向けパスファインダーを作成し、資料提供を行います。

【取組 4-1】 デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブ（※）化により、貴重資料の適切な保存に努めます。また、市の文化資源を広く周知し、ふるさと学習や研究活動、観光事業等に幅広く利活用してもらえよう、市民への啓発を行います。さらに、貴重資料の整理把握に努め、関係機関と連携し新しい資料の公開を進めます。

	目標 4 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	古文書、貴重資料の整理	—	整理、目録作成 及び移管
2	パスファインダーの作成	(R3 年度) 0 件	10 件
3	デジタルアーカイブ アクセス件数	(R3 年度) 459,935 件	継続して 前年度比 100%以上

目標 5 市民とつくる図書館

【取組 5-1】 関係機関との連携

市民に役立つ図書館運営のため、市の関連部署や関係機関との連携、協力を行います。また、資料提供を通して、市民の生涯学習や、まちづくりに携わる市民団体の活動がさらに活性化するように支援します。

○団体貸出等、資料提供を通じた市民活動の支援

団体への資料提供を行うことで、間接的に読書活動を推進し、その団体の活動を支援します。また、求めに応じて、必要とする本や情報の提供を積極的に行います。

○団体の企画・催事への協力

団体の企画や、催し物に出向いて、必要な資料の貸出、移動図書館車の臨時巡回や本の紹介（ブックトーク等）を行います。また、市の各課の企画、催し物に関連する資料の展示を行うなどして、積極的に連携、協力を行います。

○図書館サービス P R の強化

図書館の様々なサービスを広く市民に知ってもらうため、関係機関と連携し、窓口でのパンフレット設置、広報やホームページ等、様々な方法で P R を行います。

【取組 5-2】 ボランティア

個人ボランティアとして、本の修理や装備、イベントの補助等、市民が主体的に図書館業務にかかわることで、市民協働による図書館づくりを進めます。今後、継続してボランティアを募集し、養成を行い、登録ボランティアの確保とスキルアップに努めます。図書館サービスの向上とともに、市民のやりがいや交流の場づくりとしても取り組みます。

【取組 5-3】 市民提案事業

「近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業」により、図書館の除籍本を事業団体に譲渡し、リサイクル販売の収益を市民に還元します。除籍本の有効活用により、多くの市民の利益となるよう、事業団体とはかりながら、還元事業の内容や方法を検討します。

【取組 5-4】 貸館事業

図書館内の施設を広く市民に開放し、市民活動の場として提供します。図書館施設が、市民団体の活動成果の披露や交流の場として使用されることで、地域の文化活動の支援を行います。

○利用可能施設の広報

図書館内の利用可能施設について、積極的に広報活動を行います。近江八幡図書館入り口の三角コーナー（ショーケース）については、市民の認知度が低いため、定期的な広報と利用の呼びかけを行います。

○安心・安全な施設利用を推進

コロナ禍の中でも安心、安全に施設を利用いただけるよう、図書館としてのコロナ対策の徹底と使用団体への協力を呼び掛けます。

	目標 5 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	団体貸出冊数	(R3 年度) 9,654 冊	継続して 前年度比 100%以上
2	施設利用件数	(R3 年度) 50 件	継続して 前年度比 100%以上

2. 重点取組

【重点取組 1】就学前読書環境整備

平成 29(2017)年度～令和 3 (2021) 年度にかけて「武佐学区への読書支援計画」を実施し、個人貸出と定期的なおはなし会を重点的に実施したところ、武佐学区 0～6 歳児の一人当たりの貸出冊数が、計画前に 1.0 冊だったものが、令和 3 年度は 14 冊となりました。この成果により、次のことがわかりました。

- ・子どもたちに定期的に本を手渡すことで、日常に絵本がある環境をつくることができる。
- ・子どもは自ら図書館に来ることはできない。本を園へ持って行くことで、誰でも自分の思いで本を借りることができる。
- ・先生が子どもたちに絵本や本を読む機会が増える。

小学校では、デジタル化が益々加速していますが、人間の一番成長する時期は乳幼児期と言われています。感性や想像力、考える力の源となる乳幼児期に多くの絵本に出会い、親しみ、楽しみながら読書習慣を身につけることが、今後子どもたちの生き抜く力を育んでいくと考えます。

※将来的には、市内の園児すべてが就学時には等しく同じ絵本体験ができることを目指します。

○就学前施設への移動図書館の巡回

公私立問わず、就学前施設へ段階的に移動図書館車を巡回させ、巡回時に絵本を読みます（ミニおはなし会等）。

○保護者への啓発

お迎え時間や参観等の催事に合わせて移動図書館を稼働し、家族で絵本を選んでもらう機会をつくれます。

○園（所）への団体貸出

「おすすめセット」を配本し、読み聞かせに活用してもらうよう園所に働きかけます。

	重点取組 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	乳幼児（市全体 0～6 歳）の一人当たりの貸出冊数	(R3 年度) 13.0 冊	継続して 前年度比 100%以上
2	就学前施設への団体貸出	(R3 年度) 2,883 冊	継続して 前年度比 100%以上
3	親子向け移動図書館の巡回	(R3 年度) —	各園所へ年 2 回以上
4	就学前施設での おすすめ絵本セットの読み聞かせ	(R3 年度) —	各園所で月 2 回以上

【重点取組 2】各館機能の見直し

安土図書館は建設から 28 年、近江八幡図書館は 25 年が経過し、老朽化に伴う大規模改修工事を見据えた今後の図書館のあり方を考える時期になってきました。『近江八幡市における図書館のあり方懇話会最終報告～広場のような図書館～』の報告書でも、2 館が同じ機能を持つのではなく、「それぞれの特色を生かした図書館づくりを」と、提言されているように効率的な運営に努めながら、サービスの質を落とすことなく、市民にとって利用しやすい図書館となるよう、2 つの図書館のあり方を検討していきたいと考えます。

○配送サービスや移動図書館サービス利用の促進

安土図書館については、公共交通機関がない等、高齢者や子育て世代の方は図書館利用が困難であることから、配送サービスや移動図書館車サービスの利用を促進します。

○両館施設の修繕計画の策定とあり方について

長寿命化に向けた修繕計画の結果をもとに両館のあり方について教育委員会で協議し方向性を示します。

○子育て団体と連携した取組の実施

民間団体主催のイベントに移動図書館車を稼働させ、読書普及に努めます。

	重点取組 2 成果指標	R4 年度	R9 年度（最終目標）
1	安土学区・老蘇学区の配送サービスの利用人数	(R3 年度) 556 冊	継続して 前年度比 100%以上
2	両館のあり方に向けての方向性の検討	部内協議後市長に報告	決定された方向性に 則り運営
3	イベントの際の貸出冊数	(R3 年度) 0 件	継続して 前年度比 100%以上

第5章 組織運営と予算計画

1. 施設管理

市民に安心、安全に図書館を利用してもらうため、施設全体の維持管理を確実に行う必要があります。しかし、近江八幡図書館は平成9年、安土図書館は平成6年に開館し、両館ともに経年劣化による不良個所の修繕が増え、さらに設備の耐用年限も迫ってきています。近江八幡図書館の照明においては、水銀灯を使用していたため、平成28年度から令和4年度にかけて計画的にLED工事を進めてきました。

安全で快適な読書環境を維持していくために、計画的に施設の修繕、設備の更新を行っていきます。

2. 組織運営

図書館運営には、本や図書館への専門知識のある職員が求められます。特に、利用者からのレファレンス対応、利用しやすい蔵書構成や選書を実現するためには、図書館司書としての高い専門性が必要であり、図書館サービスの専門スキルや経験をいかに蓄積し、継承していくかが重要となります。特に、将来的な人員配置を見据えた年齢層に偏りのない正規職員の配置に努め、長年培ってきた経験とノウハウを継承し、時代の流れに対応しながら、地域に根ざし必要とされる存在となるために、継続的な人材育成が不可欠です。また、図書館の機能を十分に活用し、市民ニーズに応えられる司書のスキルの向上、育成について、組織的に取り組んでいきます。

今後も、図書館サービスを担う司書の専門性を高めるため、職場の研修体制の強化、地域の資料や情報に精通した人材の育成に努めます。

3. 予算計画

図書館運営を適正に進めるためには、活動の目的に沿った予算計画が重要です。

社会情勢や時代に即した新しい情報・市民ニーズに的確に応えることができる資料を提供するために、図書館資料の充実をはかり読書活動を推進します。特に、図書館サービスを支える基礎となる資料の購入については、滋賀県内市町図書館の「市民一人当たりの資料費」平均と同水準の予算確保を目指します。

また、市民に安心して図書館を利用してもらうため、計画的に修繕を行えるよう予算確保に努めます。

第6章 成果指標の設定と評価

各取組において成果指標を設定し、年度毎に達成状況の検証を行います。達成状況は自己点検・評価を行うとともに、図書館協議会による点検・評価を行った後、結果を市民に公表します。

同時にPDCAサイクル【計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action）】に基づく進行管理を行い、運営改善につなげ、年次計画等に反映させます。

また、取組の実施状況及び教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても計画内容の見直しをはかります。

資料集

1. 用語解説

用 語	解 説	ページ
ブックスタート	絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てるため、4 か月健診時に赤ちゃん絵本を手渡し、読み聞かせの大切さを伝える活動。	10
YA	Young Adult の略。大人でも子どもでもない世代を指し、近江八幡市立図書館の YA サービスは中学生、高校生を対象としている。	11
ビブリオバトル	本を紹介するコミュニケーションゲーム。出場者がおすすめの一冊を紹介し、聴衆がどの本を一番読みたくなったかを多数決で決める。	11
SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービス。	11
デイジー図書	Digital Accessible Information System の略。誰もが使えるアクセシブルなデジタル資料。国際標準規格となっており、1 枚の CD に 50 時間程度の録音が可能。章・節・項等への頭出しができたり、ジャンプができる等の特徴がある。	12
サピエ図書館	視覚障がい等により、活字図書の利用が困難な方を対象に、インターネットにより点字図書や録音図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報を提供しているネットワーク。	12
LL ブック	LattLast (スウェーデン語) の略。誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた、やさしくて読みやすい本のこと。日本語が得意でない人や知的障がいのある人をはじめ、一般的な読書が難しい人にとっても読みやすいように作られている。	12
レファレンス	参考業務のこと。図書館利用者が学習や研究、調査等のために必要とする資料や情報を、図書館員が提供し、あるいは回答をへ導く業務。	14
デジタル アーカイブ	博物館や美術館、公文書館、図書館等の収蔵品をはじめ、有形無形の文化資源（文化資材・文化的財産）等をデジタル化し記録保存を行うこと。	16

2. 協議機関

近江八幡市立図書館協議会（任期：令和４年７月１日～令和６年６月３０日）

	氏 名	所 属	区 分
会長	國松 完二	元滋賀県立図書館長	図書館条例第６条第２項 第３号 学識経験者
副会長	市島 恵子	近江八幡市子ども読書活動推進 委員会委員長	図書館条例第６条第２項 第１号 社会教育関係者
委員	伊丹 稔	八幡東中学校長	図書館条例第６条第２項 第１号 学校教育関係者
委員	山崎 真奈美	馬淵小学校長	図書館条例第６条第２項 第１号 学校教育関係者
委員	マーレー寛子	八王子保育園長	図書館条例第６条第２項 第１号 学校教育関係者
委員	寺村 浩	元安土小学校長	図書館条例第６条第２項 第１号 学校教育関係者
委員	小椋 ふじ子	近江八幡読書グループ連絡会長	図書館条例第６条第２項 第１号 社会教育関係者
委員	工藤 雅子	近江八幡おはなし研究会長	図書館条例第６条第２項 第１号 社会教育関係者
委員	深尾 甚一郎	岡山まちづくり協議会長	図書館条例第６条第２項 第１号 社会教育関係者
委員	青木 みどり	元図書館のあり方懇話会委員	図書館条例第６条第２項 第２号 家庭教育の向上に資 する活動を行う
委員	田邊 愛子	管理栄養士、健康推進員	図書館条例第６条第２項 第２号 家庭教育の向上に資 する活動を行う
委員	岡田 さよ子	琵琶湖総合研究所心の開発 センター所長	図書館条例第６条第２項 第３号 学識経験者

3. ユネスコ公共図書館宣言

ユネスコ公共図書館宣言 1994年
UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

*地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

*図書館サービスは、農村と都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

*図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを実践を行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

*利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言の表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟（IFLA）の協力のもとに起草された。

4. 図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言（1979年改訂・主文）

財団法人日本図書館協会

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。



発行：近江八幡市立図書館

〒523-0828 近江八幡市宮内町 100 番地

電話 0748-32-4090 FAX 0748-32-4099